

新型コロナウイルス 関連情報

詳細は町ホームページまたは問い合わせ先へ



■特別定額給付金の受付が 始まりました

家計への支援を行うため、
対象者1人につき10万円を
給付します。

●対象 基準日(令和2年
4月27日)に、町の住民基
本台帳に記録されている方

●申請受付期限
8月17日(日)

●その他

・総務省開設

特別定額給付金

コールセンター

0120(2660)020

午前9時～午後8時

・総務省ホームページ

特別定額給付金



・専用コールセンター

6月19日(金)まで

0120(14)6740

午前8時30分～午後5時
15分

※水曜日のみ午後7時15分
まで

※土日、祝日を除く

●問い合わせ

総務課

内線245



■新型コロナウイルス感染 症対策協力金の受付中

郵送でも受付可能

●申請期限 6月30日(火)

●受付場所

勤労福祉会館

●問い合わせ

商工振興課



(勤労福祉会館内)

☎(83)6118

■中小事業者への家賃補助

町内の中小事業者で、令
和2年2月～6月の任意の
連続する2か月間の対前年
同月比の売上実績が30%以
上減少した事業者に対し、
当該月分の支払い済みの家
賃(土地代含む)2か月間
分の2分の1(上限額あり)
を補助すること、事業の
継続支援を行います。

●補助額 共益費、駐車場
などを除く2か月分の家
賃の2分の1(売上実績
の減少率などにより、上
限額が異なる)

●問い合わせ

商工振興課

商工振興課

(勤労福祉会館内)

☎(83)6118

■一部証明書の郵送申請に よる証明書発行手数料の 減免および返信に係る郵 送代の町負担について

本人または同一世帯の方
が郵送または電子申請で申
請をする場合に限り、証明
手数料を減免し、町から発
送するために必要な郵送料
を町が負担します。窓口に
来庁せずに行える手続きに
ついては、郵送などをご利
用ください。ご協力をお願
いします。

【対象の証明書】

・住民票



6月1日号に掲載している記事
内容は、5月15日(金)時点の情報
です。新型コロナウイルス感染症
の拡大防止のため、町主催の事業
を中止または延期する場合があります。
詳しくは町ホームページま
たは問い合わせ先へ

一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用 ③手洗い
- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m(最
低1m)空ける
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を
選ぶ
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真
正面を避ける
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話
をするときは、症状がなくても
マスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
できるだけすぐに着替える、シャ
ワーを浴びる
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石
けんで丁寧に洗う
- ※手指消毒薬の使用も可

日常生活を営む上での基本的生活様式



出典:厚生労働省ホームページ

- ・住民票記載事項証明書
- ・所得・課税(非課税)証明書
- ・納税証明書
- ・完納証明書

▼あいち電子申請・届出システムからも証明書発行の申請ができます。

●問い合わせ

住民課 内線156
税務課 内線113



■国民健康保険および後期高齢者医療の傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより就労できず、会社などで雇われているのに給与をもらえなかった場合に、傷病手当金を支給します。

●対象 町の国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方

●支給対象の症状

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染した疑い(①または②の症状)がある

①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている

※解熱剤を飲み続けなければならないときを含む

②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患などがある方は、①または②の状態が2日以上続く場合は問い合わせ先へ

●その他 支給要件などの詳細は町ホームページまたは問い合わせ先へ

●申請方法 問い合わせ先へご相談ください。

●問い合わせ

保険医療課

・国民健康保険の方

内線159

・後期高齢者医療の方

内線153



■国民健康保険高額療養費の申請方法が郵送でも受付可能になりました

対象の方に案内はがきのみを送付していましたが、

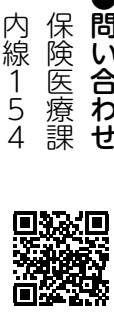
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月発送分から申請書を同封した案内通知を送付しています。

申請書を問い合わせ先へ提出してください。

※高額療養費：医療機関や

薬局などで支払う1か月(1日から末日まで)の医療費が一定の額を超えたとき、その超えた分が支給される制度です。対象は、国民健康保険が適用される医療費に限られます。

●問い合わせ
保険医療課
内線154



■町内飲食店のテイクアウトなどの支援

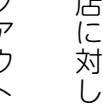
新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食物のテイクアウトまたはデリバリーのサービスを新たに始める町内の飲食店に対し、補助をします。

●支援額 テイクアウト、デリバリーを開始するため

に要した経費の半額(上限10万円とし、1000円未満は切り捨て)

●その他 支援金の対象や申請方法などは町ホームページまたは問い合わせ先へ

●問い合わせ
商工振興課
(勤労福祉会館内)
☎(83)6118



水道料金および下水道使用料の納付相談

収入が大幅に減少したなどにより水道料金および下水道使用料の支払いが困難な方は、納付に関する相談に応じますのでご相談ください。

●問い合わせ

上下水道課

水道業務係

内線253

・下水道業務係

内線256



新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

収入が大幅に減少し、一時に納付することが困難な場

合は、1年間町税の徴収の猶予を受けることができます。

●問い合わせ

税務課

内線114



就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響から家計が急変し、経済的に困りの方は問い合わせ先へ

●問い合わせ

学校教育課

内線175



町内の飲食店

テイクアウト・宅配情報！



町ホームページでは、テイクアウトや宅配を行える町内飲食店を紹介しています。

不要不急の外出を控えている中、食卓を彩る一品を追加し、ご自宅で楽しく食事をしてみませんか？昨今の社会情勢により客足が遠のいている飲食店さんの応援にもつながります。ぜひご利用ください！

●問い合わせ

商工振興課(勤労福祉会館内)

☎83-6118